

平成31年第1回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成31年1月17日

午後1時30分～午後3時18分

場所：市民交流センター 梅竹の間

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 31 年昭島市教育委員会第 1 回定例会を開会いたします。

会議に入ります。前回の会議録署名につきましては、既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります 2 番の紅林委員と 3 番の石川委員でございます。よろしく願いいたします。

本日の日程は配付の資料のとおりとなっております。

それでは、日程 4、教育長の報告に入ります。

本年初めての教育委員会ですので改めて、あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いをいたします。委員の皆様には新年早々から新春駅伝競走大会、成人式と御臨席をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、20 日には市内 4 カ所で新春たこあげ大会、また 2 月 3 日には第 10 回中学生東京駅伝大会で味の素スタジアム内のアミノバイタルフィールドで開催をされます。引き続き対応方、よろしく願いいたします。

3 学期も 1 月 8 日から始まりまして、冬季休業期間中は大きな事故もなく児童生徒が元気に登校したと各校長から報告を受けております。先日の校長会において、私から今学期は 1 年の締めくくりの学期であり、また進学や進級に向けて児童生徒ならびに保護者としっかり向き合って双方が納得がいく結果を導き出すよう伝えたとところでございます。

インフルエンザにつきましては、昨日現在でありますけれども、学級閉鎖が小学校 2 校、中学校 1 校で、それぞれ 1 学級ずつ、学年閉鎖が、小学校 1 校で 1 学年の措置をしているところでございます。ちょっと乾燥しておりますのでインフルエンザの蔓延を心配をしているところでございます。

続きまして、国の動向といたしまして、文科省になりますけれども、平成 30 年、昨年 3 月に文部科学大臣は、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてを中央教育審議会に諮問したことは既に委員の皆様へ伝えておりますが、その答申が中央教育審議会から、先月 12 月 21 日に出されました。その内容でございますけれども、さまざまな項目になっておりますが、その中で、社会教育施設が地域の実情を踏まえつつ、地域活性化やまちづくりなどの分野と効果的に連携を図るための運営のあり方や振興のための方策について、そのあり方については次のような内容になっております。行政としても、国、地方を問わず、学校教育、社会教育の振興を通じた生涯学習社会の構築の取組をこれまで以上に強力に展開する必要がある。その際、新学習指導要領において子どもたちが未来社会を開くために必要な資質能力とは何かを学校と社会が共有し、相互に連携する社会に開かれた教育課程の実現を目指していることや、平成 29 年の社会教育法改正により地域、学校共同活動が新たに規定をされ、学校と地域の一層の連携が図られていること、さらには社会人の学び直しによる、生涯を通じた能力の開発や、地域で心豊かに活動するための学び、多様な人々とともに生きる社会をつくるための学び、高齢者が健康で自立して暮らしていくための学び、などの充実が求められていることを踏まえれば、学校教育と社会教育との連携、融合を図りながら横断的総合的な視点で教育行政を展開していくことが一層重要

と考えられる。このような観点から、社会教育に関する事務については特例も示されておりますが、今後とも教育委員会が所管とすることを基本とすべきと考えられるとの見解が示されております。これに伴い文科省のほうも、どのような判断をするか今後とも注視をしていきたいと、このように思っているところでございます。

続きまして、東京都教育委員会の動向でございますが、都立高校の入試で英語の話す力を測るためスピーキングテストの導入を検討しているとの新聞報道がありました。内容ですけれども、来年度には都内の公立中学校の3年生全員を対象にプレテストを行い、早ければ2020年度の中学3年生からスピーキングテストの導入を検討しているようです。今後、教育長会等で都教委から説明があるかと思いますが、これにつきましても詳細がわかり次第、改めて委員の皆様へ報告をさせていただきたいとこのように考えております。

私からの報告は以上でございます。

なお、教育委員会名義使用の承認につきましてはお手元の資料のとおり今回は1件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの報告につきまして、御意見がありましたらお願いいたします。

○委員（白川宗昭） 今のお話の中教審からの答申のことですけれども、今お読み上げたいただきましたけれども重要なことだというふうに私も思います。書いたものというか、もしあればお見せいただけるものであれば、何か今口頭でおっしゃられましたけれども、きちっとしたものがあれば次回でも結構です。

○教育長（小林一己） 文科省のホームページに答申内容が出ておりますので、今、全文はお持ちしていないので、また日を改めて委員の皆様には配布したいと思います。

○委員（白川宗昭） 何らかの形で一つよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） わかりました。次回でよろしいですか。それは用意させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上で私の報告を終わります。

それでは、日程5の議事に移ります。議案第1号「昭島市指定文化財の指定について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 議案第1号「昭島市指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

先月の教育委員会定例会で御協議いただき、文化財保護審議会に諮問いたしました「中神・熊野神社本殿及び拝殿」と「アキシマクジラ化石標本」でございますが、今月10日に文化財保護審議会の臨時会が開催され、議案として審議した結果、2件とも全会一致で指定すべきとの議決がございました。

申しわけございませんが、添付資料1を御覧ください。この資料のとおり教育委員会宛に答申があり、今月11日付で受理をいたしました。

それでは、この答申の2にございます指定事由等について御説明いたします。参考資料1の2ページ目を御覧ください。こちらは指定番号が26号で、種別が昭島市指定有形文化財（建造物）でございます。所有者、所在場所は記載のとおりでございます。現況には社殿のほか熊野神社境域にある構造物等が記載されております。創始及び沿革につきましては、ほぼ前回の教育委員会の協議事項の内容となっております。指定の理由でございますが、この内容は、文化財保護審議会委員による関係古文書の解析と法政大学デザイン工学科の嵩村教授による建造物の調査の結果を踏まえ考察したものでございます。まず本殿は、建築年は不祥なもの、神社建築の形式からおそらく18世紀後半から江戸時代中期の造営とみられるとの見解でございます。また、拝殿は、嘉永五年の普請時の仕様帳どおりの姿を残しており、神仏分離以前の様式をそのまま残しておりますことから、「中神・熊野神社本殿及び拝殿」は昭島市文化財保護条例第4条第2項に規定する昭島市指定有形文化財（建造物）として指定すべきであるとの答申でございます。

次のページの資料を御覧ください。こちらは指定番号が27号で、種別が昭島市指定天然記念物で、名称がアキシマクジラ化石標本でございます。所有者、所在場所は記載のとおりでございます。現況には、発見から昨年の新種としての論文掲載と学名付与までの研究の経過が記載してございます。創始及び沿革につきましては、発見時の概要と当時日本古生物学会で発表されたことが記載されております。指定の理由でございますが、アキシマクジラは歴史的にも発掘から現在に至るまで半世紀にわたり市民に愛され続けてきたこと。また、論文掲載、新種、学名付与と、学術的にも大変貴重な化石標本であることが世界に向け発信され、名実ともに市のシンボル、宝となったこと。さらに約200万年前の昭島市域の自然環境や過去からの生物多様性等を知る上からも、後世に継承すべき化石標本であるとの結論から、「アキシマクジラ化石標本」は昭島市文化財保護条例第33条第1項に規定する昭島市指定天然記念物として指定すべきであるとの答申でございます。

以上、雑駁な説明となりますが、昭島市指定文化財2件を指定することについて、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（小林一己） 議案第1号の説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

白川委員。

○委員（白川宗昭） 前回申し上げましたのでよろしいかと思ったんですけども、全体として、まず熊野神社のほうですけども、本殿についてやや非常に調査するのに時間がかかっておりましたけれども、あちこちの事例、羽村とか青梅の事例やなんかもわかってきまして、指定に値するものであろうと、極めて簡略なんですけど簡素だからこそ古いというのもありまして、ここに書いてありますとおりでありますけれども、200年か300年か、たっているものだというのでございますので十分に指定に至るというふうに思います。それから、拝殿のほうはいろんな資料がありますのでよくわかります。また、あとのいくらか改修した跡なんかもあるわけですけども、本体そのものはいじくってありませんのでいいんじや

ないかなというふうに思ったところですが。それから、調査に当たられた高村教授もおっしゃっていましたが、あの辺一帯の環境というか、境域というか、文化財ですから建造物としての指定ということもありますし、境域として全体を指定するという仕方もあるし、いろいろジャンルがあるわけです。アキシマクジラは天然記念物という分類でございますけど、そういう中であって建造物としての指定がよろしいのではないかなと、境域としてもいいんですけど、まだちょっと調査も足りないし、あるいは民族文化遺産というふうなものもあります。本殿の中にも、あるものというものもあるんですけど、それはそれとして後にまた追加もできるいろいろなことも可能ですので、とりあえずはこの2点、拝殿というのは一番手前の建物、本殿は覆屋の中にある普段は見られませんけれどもその2点、覆屋それから間をつなげている幣殿は後のものということがわかってきましたので、これについては証明をしていこうということによってこういう形になってくるわけですが、私はこれでよろしいのではないかなというふうに思っています。

それからクジラのほうは、もう前回もお話したのであれしますけれども、昭島との関わり、群馬のほうにあるものですから昭島が所有者であるということを確認する意味においても指定しておいたほうが後々のためによろしいだろうというふうに思いますので、私はこの形がいいんじゃないかなというふうに思っております。ただこれはそのうち東京都の指定とか少し格上げになっていくようなこともあるかもしれませんが、とりあえずは昭島で指定しておく必要があるというふうに思います。

- 教育長（小林一己） はい、ありがとうございます。ほかの委員さんはどうでしょう。よろしいですか。ほかに意見がないようですので、それでは本件につきましては原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

- 教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第1号は原案どおりに決しました。続きまして、協議事項に移ります。「平成30年度昭島市立学校卒業式における告辞及び平成31年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について」説明を求めます。

- 指導主事（神薗博之） 協議事項1「平成30年度昭島市立学校卒業式における告辞及び平成31年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について」提案いたします。前回の定例教育委員会で協議を受け、小学校入学式のお祝いの言葉につきまして3点修正をいたしました。一点目は、6行目の「三つのお願いがあります。」の前に「私から三つのお願いがあります」を加えました。二点目は、14行目に「この三つが私からのお願いです。」を加えました。三点目は、19行目の、昭島市は相談体制が「しっかりしています」から、「充実しています。」にしました。他の、「平成三十年度昭島市立小学校卒業式告辞」、「平成三十年度昭島市立中学校卒業式告辞」、「平成三十一年度昭島市立中学校入学式お祝いの言葉」については変更はございません。

以上、御協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項1の説明が終わりました。本件に対する御意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 小学校のお祝いの言葉を直していただき、小学校1年生にお祝いの言葉をいうときは、それなりにいろいろ気をつかうものなんですけれども、すっきりと始めと終わりがはっきりして、きちっとまとまった形で話しやすくなったと思いますのでどうもありがとうございました。結構だと思います。

○教育長（小林一己） 氏井委員はいかがでしょう。

○委員（氏井初枝） お忙しい中、お時間を割いていただきましてありがとうございました。最後におっしゃった相談体制の件でございますけれども、これは新しく加わった1行だと思うんですけども、ちょっと相談したいなというお気持ちである方や何かに、そういう保護者にとってはすごくこの1文があるということはほっとしていただけるのではないかなというふうに思っておりますので、この一文は本当によかったなというふうに思っています。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） 白川委員、お願いいたします。

○委員（白川宗昭） 私ありません。前回ちょっと申し上げたことがきちっと直っておりますし、ありがとうございました。以上です。

○教育長（小林一己） 石川委員、いかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 大変結構だと思います。私は、個人的に言いますとこういうふうな祝辞というものはもちろん、これ自身が多くの人目に触れるわけですから、やっぱり全体の流れがきちっとできていることが必要だと思いますけれども、基本的にはそこに出て祝辞を読む人の心というものがあって、例えば一種のアドリブがあったってかまわないと思うし、そもそも挨拶というものはそういうものだと思うので、ただ読んでそれをただそのとおり、その内容を含むことは必要ですけども、そのところにある程度自由度があってもいいと私は考えています。

○教育長（小林一己） 石川委員からそのようなお話がありましたけれども、あくまでも教育委員会としての告辞、お祝いの言葉ですので、昭島市の教育委員会の考え方に沿うような形でのお話を私のほうからもお願いをいたします。

○委員（石川隆俊） それは当然ですね。

○教育長（小林一己） はい。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは協議事項1の告辞とお祝いの言葉についてはこの内容でお話ししたいということにさせていただきます。

それでは続きまして、協議事項2「昭島市教育福祉総合センター及び昭島市民図書館の管理に関する基本協定について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは協議事項2「昭島市教育福祉総合センター及び昭島市民図書館の管理に関する基本協定書について」御説明いたします。

資料を御覧ください。昭島市教育福祉総合センター及び昭島市民図書館の指定管理者につきましては、TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体を昨年12月に指定をしたところでございます。昭島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定によりまして、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と施設の管理に関し協定を締結しなければならないことが規定されており、事業計画や管理の基準など、指定期間全体に係る基本的な事項を定めた基本協定を締結するため、その内容について御協議を賜りたく存じます。

まず、協定書の概要ですが、第1章の総則から第9章のその他まで、62条の規定で構成しております。

恐れ入りますが、別紙を御覧ください。こちらは協定書の案でございます。

まず前文ですが、教育福祉総合センターにつきましては昭島市、市民図書館につきましては昭島市教育委員会がそれぞれ所管することから、本協定は昭島市を「甲」、昭島市教育委員会を「乙」、TRC・野村不動産パートナーズを「丙」とした、三者により協定を締結いたします。

第1章の総則につきましては、第1条で、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的としております。第2条では、民間事業者の能力を最大限に活用し、サービスの向上を図ることなどを指定の意義として定めております。また、指定期間につきましては、第5条で平成31年4月1日から平成36年3月31日までとしております。

第2章は、本業務の範囲と管理の基準を定めております。第8条では、業務の範囲として、昭島市教育福祉総合センター条例及び昭島市民図書館条例のほか、募集要項、業務要求水準書、本協定書等に定めるものといたします。また、第9条では、管理の基準として、本協定のほか、指定期間の各事業年度における事項について別に定める年度協定等によることを定めております。

第3章は、本業務の実施について定めております。第11条では、地方自治法、労働関係法令、図書館法など、関係法令等を遵守すること。第12条では守秘義務、第13条では個人情報保護について定めております。第16条は、業務を実施するに当たり、事前に収入支出の予算、年間計画、職員構成などの事業計画書の提出を、第17条は、業務開始前の事前準備として、人材の確保や研修を義務付けております。図書館を担当する職員として、館長・副館長の要件のほか、一般職員については、60%以上は司書又は司書補の資格を有するか、1年以内に資格取得予定であること。郷土資料室の担当職員は文化財関連の学芸員資格を有し、展示に関する専門知識を持つことなどを定めております。第22条及び第23条は、市及び教育委員会が指定管理者に貸与する備品の内容やその適正な管理、また指定

管理者が調達する備品の範囲や帰属について定めております。

続きまして、5ページの第4章につきましては、モニタリング・評価について定めております。指定管理者は、毎月、業務の実施状況や収支状況などを記載した月次報告書、また年度終了後には、年度実績報告書及び自己評価シートを市へ提出することといたします。市は、これらの書類及び実地調査によりモニタリングを実施いたします。モニタリングの実施にあたりましては、第30条第1項に示す、「業務の履行状況」「サービスの質」「経済性」「労働条件」「財務状況」の五つの視点により行います。モニタリング・評価の結果、必要に応じ指導・助言・及び改善指示を行います。

7ページの第5章ですが、これにつきましては指定管理料及び利用料金等について定めております。第33条では、指定管理料は、年度ごとに予算の範囲内で定める額とし、第34条で、支払方法は、別途年度協定で定めることといたします。第6章、こちらは、損害賠償及び不可抗力について定めております。第39条でリスク分担を別紙3に定め、第40条では、法令上の責務として、指定管理者は本業務の従事者に係る労働に関する一切の責任を負わなければならないことを定めております。

続きまして、8ページの第7章は、指定の取消し等について定めております。第47条は市及び教育委員会による取消し、第48条は指定管理者による取消しを定めております。

続きまして、第8章、こちらにつきましては、指定期間満了時等の取扱いについて定めております。第50条では、業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、業務の引継ぎや、業務を実施するために作成した

文書等のすべての引継ぎを行うことを定めております。

10ページの第9章、その他といたしまして、第57条では、業務を円滑に実施するため、市、教育委員会、指定管理者の連絡調整会議の設置、第58条では本業務の実施に当たり、障害者及び高齢者の雇用等に最大限配慮することを定めております。

恐れ入ります、資料の1枚目にお戻りください。今後の予定ですが、本協定につきましては、今月の締結を予定しており、その後、3月には、31年度の指定管理料の額や支払い方法等を定めた年度協定を締結する予定です。その後につきましては、記載のとおりでございます。

以上、簡略な説明で恐縮ですが、御協議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 協議事項2の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 3点ちょっとお伺いしたいことがあるんですけども、10ページのその他の中のまず1点目は、連絡調整会議の設置についてですが、この頻度についてはここでは規定をせずに、どういった感じでその調整会議が行われるということについては、詳細はどんなふうを考えて取り決めをされていくのかということがまず1点です。

○教育長（小林一己） 1項目ずつにしましょうか。

○委員（紅林由紀子） そうですか、わかりました。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 連絡調整会議ですが、この協定書の中ではその詳細な部分までは決めておりません。教育福祉総合センターには、さまざま教育関連、それから児童福祉関連様々な施設が入り、そこと連携をということとなっておりますので、その各施設の担当による連絡調整会議ということで考えております。その頻度等につきましては、またその中で決めていくということで考えております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ただ、こういった施設、複合施設において、やはりそれが相互連携して非常に効果的にこの複合施設としての効果を発揮するという意味で、この連絡調整会議というのはすごく大事な会議になるのではないかなというふうに感じるので、この指定管理者の担当の方と、これは多分旧校舎を使ったあちら側の相談室とか、そういう所の方との連携会議みたいなものもこの中に含まれているのかどうかちょっとわからないんですけども、だとしたらそういった会議はとても重要なものになると思うので、そういったことを決めなくても大丈夫なんだろうかとこの心配がちょっとあるんですけどもいかがでしょうか。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） おっしゃるとおり、それぞれの施設が連携して支援をしていくということで、児童福祉関連の施設が、例えば図書館のほうの資料を用いて何か支援を行うために使用するであるとか、いろんな情報発信であるとか、そういった部分でさまざま連携する情報交換を行って支援をしていく場として考えております。その内容、それにつきましては、まだちょっと詳細につきましてはこれから詰めていくような段階なんですけれども、それぞれの施設が委員おっしゃるとおり連携をして、きめ細かな支援をしていくということでこの調整会議というのをそういった目的で設置をするものでございます。

○委員（紅林由紀子） すみません、粘っているようで申しわけないんですけども、だとしたら、詳細の頻度とかそういうものについてはこれから御検討なさるにしても、やはりその重要性と、どういった人たちが集まる会議であるという場の構成とか、そういうことについては明記されたほうがよろしいのではないかなと私は感じるんですけどもいかがでしょうか。

○生涯学習部長（山口朝子） 紅林委員が、これは大事な会議だというのは本当にそのとおりでございます。ただ今校舎棟のほうも全部含めて、校舎棟の運営に関してはそれぞれの部署が直営で行いますが、今その組織も固まっていないような状況でございますので、こちらのほうに具体的な記載がなかなか難しいということでございます。この連絡調整会議に関しましては庁内検討委員会という今現在の部署が集まった会議がございますので、その中でも十分に検討して、実際にどうい

う所の組織が入るのかということが固まった段階できちんとした要綱なり何なり規定を定めて運営をしてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） わかりました。今後詳細については検討されるということでぜひお願いしたいと思います。この書き方として、詳細については双方で協議による決定をするというふうにありますけれども、双方で協議により決定するというのが適切な言葉なのかどうか、もう少しこちら側として行っていくという、今後詳細については別途つけるみたいなそういった何かがあってもいいのではないかなというふうに感じるんですけれども。指定管理者さんとこちら側とで協議という形はもちろん協議しなければ実施はできないわけなんですけれども、そのもの自体についての考え方についてこちら側としてはどういうふうに詰めていくのかみたいな、そういうところは載せておく必要はないということなんでしょうか。

○生涯学習部長（山口朝子） こちらの協定書でございますが、私どもと市長部局と教育委員会、あと指定管理者の3者の協定でございますので、それぞれの立場を踏まえた書き込みになっているというふうに御理解いただければと思います。私どもの要求というものだけを載せるというものではなくて、3者でこの文書に対して協議の上決定するという形のものでございますので、書き込みの仕方につきましては、そのあたりも配慮いたしましてこのような表現にしております。

○教育長（小林一己） ほかの委員の皆さんどうですか。今、会議の重要性を考えるとしっかりと回数を記載する必要がある、しておいたほうがいいんじゃないかという紅林委員のお話なんですけれども。

白川委員。

○委員（白川宗昭） 回数まで今ここで決められるかどうかはちょっと私もなんとも言えませんけど、連絡調整会議の重要性というのは皆さん御了解していることだと思います。結局もう少し経った段階で、この会議の要綱とか組織立てができあがってくると思うんですけど、その段階でやっぱり出していただくとかいうことが必要なんじゃないかなというふうに思います。それからあと下のほうにこの協定とちょっと齟齬が生じてくるとか当然運用の、いろんなことが出てくるじゃないですか、細かいことで。これだけ細かい協定書ですから必ずそういうのは出てくると思うんです。そういうものもどこかでやっぱり処理していかなきゃならないわけですので、できれば開館前の段階までにこういうものをつくってきちっとしておくということは重要じゃないかなと。回数まではちょっと私もなんとも言えません。そういうふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○教育長（小林一己） 他の委員さん、どうでしょうか。石川委員。

○委員（石川隆俊） ここにやっぱりありますように詳細については双方で協議により決定というふうに条項がおいてありますので、これはこれを信じていいんじゃない

か、実際ことが起こったときには、こういうここに書いてあることを基盤に進めるしかないんじゃないでしょうか。今、ここでもって細かく決めるということは難しいと思いますので、ここにありますような要綱で対応するしかないんじゃないですかね、今はね。

○教育長（小林一己） 氏井委員、いかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 私は、山口部長のお話を伺うまでは、なんとなく昭島市が主体になってという、この協定書というのは主体になってつくられるものみたいに勝手に思い込んでいたんですが、そうではなくてこの3者があってこれからいろいろもっともってやっていく必要があるようなものだというお話を先ほど伺って、ああそういうものなんだな、自分はちょっと間違っ取っていたなということがよくわかりました。今話題になっている件に関しましてもやはりこれにだから細かいことを載せることはできないんだなというのはよくわかりますし、大事だということは市のほうは思っています。ほかのところも、だから丙のお立場の方もわかっていただいているということを信じております。

○教育長（小林一己） それを踏まえて事務局はどうですか。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、さまざまな御意見をいただいております。あくまでもこちらの教育福祉総合センターも市民図書館も昭島市がつくる施設でございますので、当然私どもの先ほどもこの協定書の中にもありますが、条例や要求水準にしたがって運用していただくものでございます。ただ、実質の市民の方と対応するとか実質の業務については指定管理者にお願いするものでございますので、私どもと指定管理者は両輪となって、いい施設いい運営をしていきたいと思っております。そのための協定でございますので、協定の中には何か協定書についても齟齬が生じた場合には双方協議をして改訂もできるというような条文も盛り込んでございます。先ほど白川委員からお話がありました詳細については、決まり次第、その都度教育委員会に御報告を申し上げますのでよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 今、部長が言った報告というより意見をもらうというスタンスでいいんですね。

○生涯学習部長（山口朝子） はい。

○教育長（小林一己） 基本的に、この協定書の中に双方協議により決定するというふうな文言が数カ所あるかと思いますが。双方となると教育委員会ということになりますので、先ほど部長のほうからも報告という話がありましたけれども、皆さんに御意見をいただくような形でまた教育委員会に諮りたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。よろしいですか。

○委員（白川宗昭） ちょっとよろしいですか。確認ですけど。さっき紅林さんがおっし

やったのは、教育委員会と、甲と乙だけでもいろいろな協議して丙と相對峙するような場面というのものもあるのかな、ということもあるでしょ。その場合の連絡調整会議というのは甲乙丙ですから、ここで言っているのは、甲乙だけでというところはあるのかという意味もあるんじゃないんですか。違うのかな。

○委員（紅林由紀子） すみません。いや、連絡調整会議自体は3者のものによるものだと思うんですけども、先ほど部長のお話で庁内検討委員会のほうでというふうにおっしゃったので、そこで何かしら詰めていかれる中身があって、そして指定管理者の業者さんと検討されるみたい形なのかなというふうになんか感じたわけなんですけれども。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、教育長がお話ししたように教育委員会の御意見は最終的にはもちろん必ずいただくわけなんですけど、それまでのたたき台等を詰める際には、今現在も機能しております甲と乙、教育委員会だけではなく市長部局も入りますので、今までもずっと庁内の検討委員会のほうで、この協定書もしかりですが、さまざまにたたき台的なもので協議をしてまいりました。なので、それはもう担当部署だけではできないものですので、これからもそのような形式を取っていくという意味でございます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） よろしいですか。お二方。

○委員（白川宗昭） いいです、わかりました。

○教育長（小林一己） では、さきほど紅林委員、3項目あるということなので2項目目どうぞ。

○委員（紅林由紀子） はい、では2項目です。58条に障害者及び高齢者の雇用などに最大限の配慮を行わなければならないということが書かれておりますが、前回の定例会の中でお話がありました、私のほうからお話をさせていただきました現図書館の職員の雇用というかを配慮するというような話が要求水準書の中に書いていると思うんですけども、そのことについては、ここでは全然どこにも書いていないわけなんですけれども、それは特には協定を結ぶに当たって問題はないんでしょうか。

○新図書館担当課長（磯村義人） 現図書館の職員の採用につきましては、先日、会社説明会を実施させていただいたところでございます。それに対しまして今、募集を行っているところでございます。職員の応募の期間は終了いたしまして、今、一般の職員を募集している段階になってございます。その募集につきましては今年度中に行われます。本基本協定は来年度4月からの協定になりますので、その前に募集期間は終了しますので本協定には盛り込んでございません。

- 教育長（小林一己） よろしいですか。
- 委員（紅林由紀子） はい、時期がその時期ではないと理解すればいいということでしょうか。
- 新図書館担当課長（磯村義人） すみません、本協定は基本協定ですのでこの1月に協定を結びます。その時点では募集のほうは終了しています。また言い間違えましたが、年度協定が4月、来年度からの協定ということになります。失礼いたしました。
- 教育長（小林一己） 例えば9条2項との絡みはどうなるんですか。
- 新図書館担当課長（磯村義人） 職員の募集につきましては、もう既に要求水準書のほうでやっておりますので、それについて今回ここで重ねては載せないということになっております。
- 生涯学習部長（山口朝子） ここの9条2項のほうは、優先順位のほうは本協定と書かれているので、本来であればこのほうにということであると思うんですが、今回図書館長がお話をしましたように、この協定自体は1月に結ぶ予定ですが、現職員の採用に関しましては、その前に既に今言ったような流れで進んでおりますので、あえてこちらのほうには載せていないということでございます。
- 委員（紅林由紀子） わかりました。理解しました、ありがとうございます。
- 教育長（小林一己） ではもう一つ。
- 委員（紅林由紀子） 3点目ですが、59条の甲の事務室の設置なんですけれども、これはセンターの中のどこの建物か、国際交流教養文化棟に事務室があるということなんですけれども、ここに常駐の職員はいるんでしょうかとか、どのくらいいるとかそういうことについては、これも今後検討するということなんですけれどもその点はいかがででしょうか。
- 生涯学習部長（山口朝子） モニタリング評価をする直営の職員を残すということは以前から御説明を差し上げております。今そのことにつきましてはちょっとまだ組織が固まっておりませんので、職員団体とも調整中です。ただ、今お話ししましたようにここに市の職員は残して事務室にいるという形でございます。ここに組織は残ります。モニタリング評価をするどういう組織になるかわからないんですが、図書館の担当の組織は残るということでございます。
- 教育長（小林一己） 今の質問につきましては、部長がお話ししたように職員は配置しますよと、ただ、この協定の中でこのセンターの中にこういう事務室を置くんだ、

設置するんだとそういうことは明記しておく必要があるだろうと、そういう意味合いでの記載です。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） よろしいでしょうか。
ほかにいかがでしょうか。
氏井委員、いかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 特にございませぬ。

○教育長（小林一己） 石川委員、何か。

○委員（石川隆俊） これは仮定の話ですけれども、確かに今現在平易に決まった形をお願いをしているわけですが、きっと立派にやってくれるとは思っているわけですが、そういう将来を見越して、我々の、つまり甲とか乙、期待するようでないということが起こるといふこと、これはあまり言いたくないけれども、かも知れないといふことは考えていると思うんです。そういうときにどういふふうに対処するかといふことが、これからの市にもあるわけで、それはちょっと明文化するのは難しいと思いますが、そういうちょっと難しいことが起こったときにどうするかといふところが一言あるといふかなと、ちょっと思うんですよね。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 指定管理になりましたら、先ほど部長のほうから説明をいたしましたけれども新築棟のほうに管理する部署を設置いたします。そこがその業務のモニタリングを行っていきます。モニタリングをしまして、例えば要求水準に満たないような場合等ありましたときには、市のほうから改善指示等を行いまして、それでも従わないような場合には指定の取り消しと、最終的にはそういうこともこちらの中には記載をしております。

○委員（石川隆俊） そういう厳しいことも含めて、今からそういうことを想定するのはあまり望ましくないと思いますが、それがなんとかできるようにしておくことは本当は必要かもしれないと思うわけです。ただそれだけです。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 今、申しあげました内容につきましてはこの中に48条、今、記載がしてあるところでございます。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○教育長（小林一己） 白川委員、いかがですか。

○委員（白川宗昭） 特にもうございません。基本的なことを1点だけお聞きしたいんですけども甲乙丙でしょ、甲は市長名、乙は教育長ということなんですけど、実際にこれはまさか教育長が細かいことをやるわけではないと思いますのであるいは市長がやるわけではない。どこが担当になるんですか。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 今、協定書等を担当しているのは、私の教育福祉総合センター建設室で担当しております。また今後、指定管理者をモニタリングしていく部署というのは、また今後組織改正等あろうかと思えますけれども、その施設の中に入る図書館の指定管理者を管理していく部署が今後担当していくということになると、今のところ考えております。

○委員（白川宗昭） 建設室長ですもんね。建設が終わった段階でまた何かあるというふうに考えればいいんですね。

○教育長（小林一己） そうですね、はい。最終的にはそれぞれの機関の代表者である市長と私、そして相手方代表で締結をすると。

○委員（白川宗昭） それはそうですけどね。

○教育長（小林一己） はい。

ほかにいかがでしょうか。事務局のほうでモニタリング、職員でやるのか誰か第三者を入れるのか、そういう部分を説明してもらえますか。

○新図書館担当課長（磯村義人） モニタリングにつきましては、まず一つ目は業務についてのモニタリングがございます。先ほど御説明申し上げました市の職員で、モニタリング等に残る職員の組織をつくります。そちらで業務についてのモニタリングを行います。そのほかに労働条件の審査につきましては、東京都の社会保険労務士会に委託いたしまして労務管理等のところの専門家でございますので、そちらで指定管理者に雇用される職員の労働条件等については審査をしていただくという形になります。それらを総合いたしまして決定というふうには考えてございます。

○教育長（小林一己） 一応そのような形で職員で、なかなか厳しい部分については専門家をお願いしようとそんなスタンスで適正な運用を図ってまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

よろしいですか。それではほかに特にないようですので、協議事項2をこれで終了をいたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「昭島市実施計画（平成31年度～平成33年度）〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項1「昭島市実施計画（平成31年度～平成33年度）〈教育委員会関係〉について」御説明いたします。

報告資料1を御覧ください。平成31年度から平成33年度までの昭島市実施計画につきましては、昨年12月14日に開催された昭島市議会全員協議会におきまして議会に報告をさせていただいたもので、お手元の資料はそのうちの教育委員会関係分を抜粋したものでございます。

2ページを御覧ください。本計画策定の目的は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次昭島市総合基本計画の着実な推進を図るため策定するもので、平成31年度からの3カ年の施設計画事業の事業量を示したものでございます。なお、今後の予算編成の中で、変更となる場合もございます。

2ページが本計画策定の趣旨でございます。3ページから5ページが学校教育部関係、6ページから11ページが生涯学習部関係となっておりますので、学校教育部関係につきましては私から、生涯学習部関係につきましては社会教育課長から御説明いたします。

それでは、学校教育部関係について御説明いたします。

3ページを御覧ください。未来を育む昭島（教育・文化・スポーツの充実）でございます。目標でございますが、各小中学校においては、学習環境等の改善のため、便所改修工事などを計画的に実施するほか、小中学校の体育館の冷暖房化に向けた空調機器を設置するとともに、中学校4校に特別支援教室を開設してまいります。コンピューター機器の更新などICT環境を整備するとともに、新学習指導要領に基づく英語教育を推進するため、外国語活動補助員等の拡充を図ってまいります。学校給食では、自校給食校における必要な備品等の買い替えを実施いたします。

それでは、平成31年度から33年度までの3カ年の事業計画の主なものについて、説明をいたします。

3ページの一番下の小中学校の便所改修工事でございます。東小、光華小、成隣小、清泉中学校の便所改修の設計や工事を行ってまいります。

次に、4ページの一番上の段になります。小中学校大規模改修工事でございますが、中神小学校、玉川小学校の校舎外壁・屋上防水工事のほか、記載してあります各学校の設計や工事を計画的に行ってまいります。次に、除湿温度保持機能復旧工事です。こちらは、空調設備の改修となります。記載してあります各学校の設計または工事を行ってまいります。次のプール改修工事でございます。拝島第二小、拝島第三小、昭和中学校のプール改修と東小学校の浄化装置の改修を行ってまいります。小学校コンピューター教室等機器更新事業につきましては、全小学校のコンピューター教室のパソコンをタブレット端末も使える機器に更新してまいります。小・中学校図書館システム機器更新事業では、全小中学校図書館の機器及びシステムの更新を行うものでございます。中学校特別支援教室開設事業は、特別支援教室開設に向けた施設の整備をしてまいります。教員の働き方改革実現に向けた留守番電話導入事業は、全小中学校に自動応答メッセージ対応が可能な電話を導入してまいります。

5ページの小学校外国語活動補助員等拡充事業につきましては、外国語活動補助員の配置時間数の拡充をしてまいります。自校給食校調理機器整備事業は、経年劣化の進んだ調理機器について計画的に購入してまいります。一番下のパソコン及び献立用ソフト更新事業は、栄養士の使用するパソコン及びソフトの更新を

行うものです。

私からは以上でございます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 引き続き、生涯学習部にかかる実施計画の施策につきまして社会教育課長より御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。生涯学習の推進として、平成31年度末に、いよいよ教育福祉総合センターが開設されることから、整備事業の工事や備品の調達が事業費の多くを占めます。また、都市計画道路の整備に伴い、旧昭和中学校木造校舎の解体を行ってまいります。市立会館の整備では、利用者が安心して快適に利用できるよう、大神会館の屋上防水、外壁改修と武蔵野会館コージェネレーションシステムの更新を行ってまいります。

7ページを御覧ください。「図書館活動」の充実として、教育福祉総合センター内の図書館機能の整備に伴い、自動化書庫の設置、備品購入、システム更新をするほか、都市計画道路の整備に伴い、現市民図書館の解体を行ってまいります。

8ページを御覧ください。文化・芸術活動の推進として、市民会館・公民館において、来館者の安全性と快適性の確保のため、電気系の改修を2工事行うことと、大ホールの照明の交換を行います。また、拝島日吉神社例大祭の人形屋台奉えいを復活するべく、本年の例大祭までに、奥多摩街道拝島地区の電線高架化を行ってまいります。

9ページでございます。「スポーツ・レクリエーション」活動の推進として、老朽化が進む昭和公園内の周路舗装改修工事とくじら運動公園の移動式トイレの購入、さらに混雑の激しい、くじら運動公園の駐車場の拡大工事を行ってまいります。

10ページから11ページでございます。文化財の保護・保存・活用の推進として、引き続き大日堂内の三如来坐像の修理事業に補助を行うほか、都指定の中神獅子舞の獅子頭の新調と修理、山王祭礼図絵のレプリカ作成、文化財説明看板の多言語化、そして教育福祉総合センター内新郷土資料室の開設に向け、旧昭和中学校木造校舎と現郷土資料室に所蔵する民具等を移送するとともに、2年目となる文化財のデジタルアーカイブ化など、文化財の保護、保存、有効活用と普及、啓発のため、必要な事業を行ってまいります。

以上、簡略な説明で恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

○学校教育部長（高橋 功） 今、庶務課長のほうから御説明させていただいたとおりですが、私から小中学校体育館の冷暖房化に向けた空調機器の設置について補足をさせていただきたいと思っております。体育館の冷暖房化の空調機器の設置ですが、こちらにつきましては多額の費用を要しますことから、その財源として文部科学省や防衛省の補助金、それから東京都がここで創設をした補助制度の活用を考えております。昨年12月20日に東京都の補助制度の説明会がございまして、その内容を踏まえて現在小中学校の体育館の冷暖房化に向けた空調機器の設置を検討しております。今後のスケジュールなど計画が決まりましたら報告をさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項1の説明が終わりました。
本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 1点感想で、あと2点お尋ねです。この3カ年の中で圧倒的に事業費がかかるのは教育福祉総合センターで、来年度末の開設ということに向けて23億使って整備事業が続行され、備品調達が行われてくる、本当にいよいよだなというふうに感じました。私自身もすごく楽しみにしているんですが、一人でも多くの市民の方にとってよりよい施設になったらいいなということを強く願っております。これは感想です。

お尋ねは3点あって、今、教育部長さんがお尋ねしてくださったことは私が一番知りたかったことなので、今の御説明でそれはよくわかりました。

ほかの2点についてお尋ねさせていただきます。10ページなんですけれども、文化財の説明、多言語化の看板を設置するというので、全体では50基つくってこの3カ年では15基をつくるということなんですけれども、その設置場所というのはどこら辺か、集中的にここら辺をやるといふふうになっていくのか、そこら辺がどんなふうになっているのかなというのをお聞かせいただけたらと思います。オリンピックやパラリンピックを見据えて海外の旅行者のためにとということが書かれているんですけれども、それプラス、市内の中にも外国籍の方がすごく増えてきている状況がありますので、そういう方たちにとっても説明の、いろいろな国の言葉が書かれている看板というのはすごくいいなということを感じました。日本語と英語と中国語ぐらいなのかな、まだほかにも書かれる外国語があるのかなということをお尋ねできたらというふうに思います。

それから最後のお尋ねです。8ページです。市内に彫刻園ができるというのはこの分を読ませていただいて初めてこのことを知りまして、すごく文化的な施設ができるというのはすごく嬉しいなと思って早速ホームページでいろいろ調べさせていただきました。その中でも来年2019年の6月9日に開園が、今年の6月には開園が予定されているものなんだということがわかってますますびっくりしてしまいました。これは運営費の一部を市が負担するというので、多分誘致をする際の発起人の方のお名前とか書いてあったので、その会社が彫刻園をつくって、そして昭島にある彫刻園なので運営費の一部を負担するという形になるんだろうなと自分勝手に想像したんですけれども、そういう彫刻園みたいなものが市内にできた場合に、運営費の何パーセントくらいと言ったらいいんでしょうか、どのくらいの割合のものを市が負担するという事になっているのかなということをお聞かせいただきたいなと思いました。

以上です。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 私のほうからはまず御質問の1点目、10ページの文化財の案内看板の多言語化のほうの回答をさせていただきます。こちらにつきましては、まず計画的に3年間だけではなくて順次やっていくものでございます。ではどこからやるかということなんですけど、これはまず指定文化財、東京都であり国であり、それから市のものであり、ただ一部、東京都のものになりますと東京都のほうで看板を設置しておりますので、私どもとしては市の指定文化財からまず始め

ていくと。指定文化財、今のところ今日も含めると 25 の指定文化財がございますので、こちらを 2 年間かけてやりますと。それから指定をされていない文化財をやっていきます。また御質問の中に外国籍の方もたくさんいらっしゃるということで、どんな言葉でやるかということですが、イメージ的には看板には日本語での説明が入っております。そこに QR コードをつけまして、QR コードによってスマホなり、何かタブレットなりで、中国語、韓国語、英語、もう一つラテン語がいいのかそれとも他の言葉がいいのかということですが、このところを増やすことはそれほど難しい作業ではないです。ページを増やすだけのことで、今のところ 4 カ国語でいこうということで、中国語、韓国語、英語、この 3 つは決まっております。また看板の表記ですがタイトルだけ英文で併記をしておきます、看板自体に。あとは日本語になっております。そこも日本語の部分等詳細は QR コードから見ていただくというふうに今のところ考えております。

○生涯学習部長（山口朝子） もう一つのお尋ねの、武藤順九氏の彫刻園の関係についてですが、申しわけございませんこちらのほうは私どもの生涯学習部ではなく、教育委員会ではなく企画部が担当しております、どのぐらいの運営費を負担するのかというのはあちらの方で調整をしておりますので、後日また私のほうで確認をいたしまして委員にお伝えするという形でよろしいでしょうか。すみません、よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） いずれにしろ平成 31 年度の当初予算に計上するため、今、企画サイドのほうでいろいろ調整をしておりますので、予算が固まればお示しはできるかと思えます。今、部長が話をしたように検討中です。その率も額も検討しております。

○委員（石川隆俊） これは少し私見になりますけれども、最近、各国語表示、特に公共機関では英語はもちろんのこと、中国語、韓国語ということになっていきますけれども、よく考えてみれば全部やったらきりがありませんよね、旅行者が多いということもあるんでしょう、ですからそういうふうにはやっていますけれども、考えてみれば海外を旅するときには、皆その国の言葉である看板を見て判断していくわけで、何も全部置かなきゃならないというものではないと思うんです。ましてや説明は英語であれば十分であると私は思っているんです。少々たくさんの表示をすることによって手間がかかり、またスペースを取り、それならば何も全部の言葉をそこに当てはめることはない、やっぱり英語できちっと書けばそれでいいというふうに私は思っております。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 委員のおっしゃるとおり、私どもが旅行するときはその母国語を勉強して見られるように、ある程度までしていくのですが、いずれにしても多くの方が日本にもお住まいになっているということですので、すべての言葉を看板の所に表記するとごちゃごちゃになってしまいます。また試しにつくってみたんですが、英語だけを、日本語と併記の看板をつくってみたんですが、こちらはかなり見にくいまではいかないんですが、ちょっと見づらく、やはり情報

量が限られますので少し簡略化しないと中に入らなくなってしまうんですね。最低でもまず日本語と英語のタイトル表記、それから説明は日本語で行う、それで先ほど言ったようにこんな小さなQRコード1個あるだけで、それを読めない方には本当に申しわけないんですが、内容も同じように伝わるということで、その内容では最低4カ国語、英語、中国語、韓国語その他の言葉でやろうというふうを考えている次第でございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 一つお伺いしたいことと、あと感想というか申し上げたいんですけども、質問は、外国語活動補助員拡充ということで、先ほどお話しの中で時間数の拡充というふうにお話しいただいたので、ああそういうことなのかなというふうに思ったんですが、確認といたしまして、ALTを増やすということではなく、今いらっしゃる方の時間数を増やすというふうに捉えればよろしいのでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、御質問をいただきました小学校外国語活動補助員の拡充ですけれども、現在3・4年生は年間各クラス10時間の配当をしていますが、それを20時間にしていく、それから5・6年生については、今25時間の配当をしているんですがこれを35時間にしていくという形で考えております。時間数の予算確保をして、ただ時間数が増えることによって、今やられている方がどうしてもかぶってしまうということで、結果的にALTの方が増えるということはあるかもしれませんが、まずは各学級の外国語活動補助員の指導時間数を増やすというところで、今回の実施計画で上げさせていただいているところです。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。もし新しいALTの方を増やすという際には、やはりそういったキャリアをお持ちの方が一番望ましいとは思いますが、そういった方の研修とかをぜひお願いしたいなというふうに思います。先生とALTの方で打合せをされて、授業をされているのかなと、すみませんちょっと詳しいことはわからないんですけども、思うんですけども、やはり貴重な時間ですのでより効果的にALTの方に授業をしていただくためにも、ほかのALTのうまくいっている先生の授業を見学していただくとか、よりいい形で授業をしていただくための何らかの手立てをお願いしたいというふうに思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 小学校の外国語活動補助員については各学校で採用をしていただいておりますので、各学校に今の旨をお伝えしながら英語の研修会を開催してそこで効果的なALTの活用方法についても情報交換をしながら行ってまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○委員（白川宗昭） 5ページ目の社会科副読本「わたしたちの昭島市」とありますけれど、340万ですかね、これは改訂版という意味なんでしょうか。何というか今までと同じ増し刷りというか、改訂版というか。

○指導主事（神菌博之） 学習指導要領の改訂に伴った一部の指導内容、また、資料を最新のものに差し替えるといったところでございます。

○委員（白川宗昭） 当然、内容的なものは差し替えもあるだろうと思いますが、今やっぱりデジタルアーカイブとか社会教育のほうで進めている郷土資料室とかいうのがあるわけですよ。そういうものと、やっぱり今言いましたQRコードとかそういうものをうまく駆使したような形で、連動するような学校教育と社会教育が連動するようなことが、教室でその本によってできるということが非常にいいと思うんです。その辺も踏まえて、せっかく改訂するわけでしょうから、そちらとの連動を十分に考慮しながらぜひやっていただきたいというお願いでございます。

○指導主事（神菌博之） 現在、社会科副読本作成委員会では、郷土学習に関しましては社会教育課とも連携を推進しているところでございます。また今後の事業体制につきましては連携のあり方というところで研究を進めてまいりたいと考えております。

○委員（白川宗昭） せっかくできるわけですので、ぜひ一つ社会教育課のほうも協力して立派なものをつくっていただきたいとお願いしておきます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） これまでも、アキシマクジラが認定されるというときから認定されたときも、すべて連携しながらページを増やしていただいたり、内容を変更したりしました。また、私どもが今進めているデジタルアーカイブ、非常にお子さんにも見てわかるものでございますので、今後ともより一層、学校教育課と連携を取りながらよりよいものをつくっていきたいと考えております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょう。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 今のことにに関して感想なんですけれども、QRコードというお話がありましたけれども、今度タブレット型の端末も導入されるということですので、子どもたちが直にQRコードを読んで、そこで動く歴史の移り変わりとか資料とかそういうものが見られると、今までは副読本を見たり、電子黒板、大きなモニターで見たりしたものが手元で見られるというのは、より理解も楽しさも増すと思いますので、そういった取組はすごく魅力的だなというふうに私は感じました。この話は結構です。

別件なんですけれどもよろしいですか。先ほど氏井委員のほうからお話があり

ました彫刻園のお話ですけれども、昭島には美術館というものがございませんのでこういった彫刻園が出来るのはとても魅力的なまちづくりとしても素晴らしいことだというふうに感じました。市民の皆さんに、そして子どもがそういったものを見られる機会があるとより魅力的なんじゃないかなというふうに思いますが、よく市に住んでいる人は少し安いみたいな、入場料が安くなるとかそういったようなことも、有料かどうかもちょっとまだわからないんですけども、そういったこととか、あと図工の時間にそういった所を見学に行くみたいなことも検討されるとよろしいのではないかなというふうに感じました。

○教育長（小林一己） では私のほうから。今、彫刻の森のお話をいただいております、先ほどお話ししたように市が補助として負担をするということで、その内容については現在検討を行っている。当然、それが開設すれば学校教育のほうでも機会があれば子どもたちを見学させていくというような形になろうかと思えます。例えば、先ほど紅林委員が言ったような内容については、今回は3月ぐらいに予定していると思うんですけども、総合教育会議がありますよね。そういうところで市長が座長になっておりますので、あくまでこれは市の施策として考えている関係でそういうところで御発言をしていただくのが一番よろしいのかなと。ただ、その中の一端として子どもたちの見学等については時間の許す限りなんとか組み入れていきたいなどは現時点では思っております。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

それでは、報告事項1をこれで終了いたします。

続きまして、報告事項2「平成30年度昭島市立学校の児童生徒及び保護者アンケートの調査結果について」説明を求めます。

○指導主事（神菌博之） 報告事項2「平成30年度昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケートの調査結果について」資料をもとに御説明いたします。

本調査は毎年行っているもので、資料では平成28年度からの3カ年の調査結果を示しております。調査対象は市内小学校第4学年から第6学年の児童及び保護者、中学校では全学年の生徒及び保護者を対象に実施いたしました。本日は、一部の結果について、今後の方向性とあわせて御報告させていただきます。

最初に、1ページの「確かな学力」「学校の授業はわかりやすい」を御覧ください。肯定的な回答をした児童は、93.2%、生徒は82.7%で、前年度と比べると、それぞれ0.7ポイント、4.8ポイント上昇しました。特に中学校において授業改善は進んでいる結果となりました。

次に2ページを御覧ください。「先生方は授業を工夫している」につきまして、児童の93.0%、生徒の85.4%が肯定的な回答をしております。こちらも前年と比べるとそれぞれ1.8ポイント、7.7ポイント上昇しました。しかし、中学校においては保護者との回答と評価に差が見られました。今後は各校で学校公開等において保護者に授業で工夫している点を積極的に発信していく必要があると考えて

おります。

次に、8ページを御覧ください。「豊かな心」「学校に相談できる先生がいる」につきまして、「一人以上いる」と回答した児童は83%、生徒は64.3%となりました。前年度と比べると、児童は1.4ポイント上昇し、生徒は、6.2ポイント減少しました。生徒の割合が減少したことにつきましては、各校で原因の分析を進めていくとともに、学級満足度調査を効果的に活用し、自分から声をかけることが苦手であるなど、配慮を要する児童・生徒に対しては、教員がより積極的に声をかけるなど、児童生徒との信頼関係を構築していく必要があると考えております。

12ページを御覧ください。こちらの項目「あなたは、男女の性別に関係なく、クラスや学校の仲間と接していますか」は、今回新たに追加したものでございます。児童の86.4%、生徒の81.7%が肯定的な回答をしております。男女の別なく接することができる児童・生徒は80%を超えており、今後も男女共同参画社会の実現に向けて、人権教育を推進してまいります。

14ページを御覧ください。「輝く未来」の質問項目の、「先生方は、将来の夢や目標について相談にのってくれる」につきまして、肯定的な回答をしている児童は66.6%、生徒は68.6%で、前年度と比べると、それぞれ5.8ポイント、4.5ポイント上昇しております。この結果は、先生方が児童・生徒に寄り添い、日々丁寧な指導を行っている成果の表れであると考えられます。今後も児童・生徒が相談しやすい環境づくりに努めていきたいと考えています。また、保護者との回答と児童・生徒の評価に差があるため、各校で進めているキャリア教育について、保護者に情報発信をしていく必要もあると考えております。

17ページを御覧ください。「たくましい体」の質問項目の「学校生活を通して、体力がついてきていますか」につきまして、肯定的な回答をした児童は85.6%、生徒は78.6%で、前年度と比べると、それぞれ、1.7ポイント、3.1ポイント上昇しました。各校で、「元気アップガイドブック」の効果的な活用ができています。今後も継続して、日常的な体力向上の取組を推進してまいります。

最後に、携帯電話やスマートフォン、SNSの利用状況について、21ページを御覧ください。携帯電話やスマートフォンを持っていると回答した児童は、65.4%、生徒は、82.3%になりました。その中でも、小学校低学年の段階から携帯電話やスマートフォンを持っている児童は、児童・生徒、全体の約3分の1となる31%となることがわかりました。SNSに関する指導については、小学校、中学校と連携をして行っていくことや、小学校低学年の段階から継続して行っていくことが必要であると考えております。

その他の項目につきましてはお時間のあるときに御覧いただければ幸いです。以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項2の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、紅林委員。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。感想といたしましては、確かな学力を中心として多くの項目で肯定的回答が増えているということは大変素晴らしいことだなというふうに感じました。特に中学生の肯定的回答がかなり増えているというのは本当に素晴らしく、もしかすると小中連携の動きが、取組がその辺に効果として表れているのかもしれないなというふうに個人的にちょっと考察したりしました。よりそれを進めて、やはり小学生の時の専門的ではないけれども、やっぱり一人ひとりに熱く関わっていくようなそういったような取組のいいところを中学校でもより取り入れていただいて、中学生がわかりやすく楽しく授業を受けられるような、そういった授業をつくっていただきたいなというふうに感じました。

あとちょっと気になる、気になるというよりも感じましたことは、まず読書の頻度というのがやはりちょっと中学生は振るわない、少しですけれども低下しているということがありますが、やはり周りの中学生を見ていると本当に部活に勉強にとっても忙しく、部活も週に5日とかあるところもあったりとかして、なかなか読書をまとまって時間を取ることは厳しいのかなというふうにも感じました。なので、やはり朝読書とか中学校に行っても朝読書とか、そういった読書をするための仕掛けみたいなのがあると御検討いただけるといいのではないかなというふうに感じました。

ほかには19ページの栄養面なんですけれども、ここも「小学生に比べて中学生が学校で学んだ食事や栄養の知識は普段の食生活の中で生きていますか」というのが、小学生より中学生のほうが低いというような状況があるわけなんですけれども、やはり健康な体をつくるために、やはり食事、栄養面の知識、そしてそれを実践するということがすごく大事なことだと思いますので、やはり中学生にはそこをもう少し自覚していただきたいなというふうに感じます。やはり例えば体育系の部活とかをやっている生徒さんたちが、やっぱり運動したあとにどういふものを食べるとより筋肉がついてくるかとか、そういったことを日々の生活とかその部活の中では難しいと思うんですけれども、そういった情報が何らかの形で見られたり提供されると、ちょっと意識が変わってくるのかなというふうな気もいたしますし、その辺は改善できるかなというふうに感じました。

あともう一つ、ちょっと戻りますが5ページの「学校で学んだことを生活で生かしていますか」という質問に対しても、わずかですけれども生徒さんのほうが減少したということなんですけれども、この子どもたちが学校で学んだことを生活で生かしていますかというのが、学んだことというのが、もしかしたら知識になっちゃっているのかなというふうに感じました。知識は中学生にいくとどんどんよりちょっと難しくなってきた、それを一体どこで生かすのみたいなところもあると思うんですけど、学び方とか問題解決の仕方とか、そういうこと自体も学校の中では多分学んでいて、子どもたちも身につけていると思うんですけれども、それをやっぱりそういうことを意識させてこういうことができるようになったよねということを意識させないとそれが学んでいるんだというふうに自覚できないのかもしれないので、その辺を今度新しい学習指導要領もその辺、そういう方向に行くと思うので、そういった授業の中で、あるいは先生方の日々の言葉がけの中にそういうところを少し意識していただくと、

この辺も違っていくのかなというふうに感じました。以上です。

○指導課長（吉成嘉彦） 御意見ありがとうございました。今、紅林委員がおっしゃいました、読書のことと、あと食事のこと、学校で学ぶ栄養のこと、については我々もこの結果を見て、どうしてなんだろうかということを非常に考えたいところで危惧しているところです。このデータにつきましては校長会でもお渡しをさせていただいて、やはりこういったところが課題になっていますという課題の指摘をするとともに校長会の先生方と我々で協働して、学校の実態に応じた対応策等について今後検討していきたいと思っております。

また、一番最後にいただきました学校生活で学んだことを生かしていますかということに関しては、委員のおっしゃるとおり、学び方であったりとかいろんな物の見方、考え方、それがまたさらに生きているんだということについて自覚できていないということもあたりしますので、今後出題する側の学校側の説明であったりとかまた生徒にもわかるように出題の仕方、質問項目の内容等についても今度の学習指導要領等の導入等も踏まえた中で、ちょっと検討していけたらなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） よろしく願いいたします。はい、結構です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） 学力に関しては、学校で先生方がすごく頑張ってくださっているなということがこのアンケート結果ですごく感じて嬉しかったことです。それから、もう一つ新しい調査項目になったという男女仲良く男女参画、それもすごくいい結果が出て、これもこれから生きていく子どもたちにとってこういうのが土台できちんとできているというのはすごく喜ばしいことだなというのを感じました。

逆にマイナス面のことなんですけれども、教育委員会を傍聴なさっている方との懇談会の時に、家庭がもっとしっかりしなくては、何でも学校がというのではないんじゃないですかという御意見が出たことがすごく私印象に残っているんですけれども、例えば 22 ページの SNS のことについての家庭のルールが特に中学校などは決めているが半分をきっている、SNS を通じてのいろいろな問題が起こっている中で、家庭でもきちっと話し合っていくということが本当に大事になっているのになかなかできていないというのはやっぱり問題視していかなくちゃいけないかなと。ここにも書かれていますように保護者会、入学時の保護者の説明の時にもそのことを入れたいということが書いてございますけれども、折に触れて家庭教育の大切さと、この SNS に関しまして、もっともっと押していかななくちゃ行けない部分なのかなというのをすごく強く感じました。

それからあとは学力向上のところ、教育委員会としましては家庭学習の大切さというのはずっと何年間か重点化として掲げていることの一つなんです、なかなかいい結果が出ていない。これは設問に家庭でと書いてあるので、例えば学

習塾なんかに行っているお子さんは、学校から帰ってから塾なんかに行っておくさん勉強はしているんだけど家ではしていないからというので、カウントに出てこないんだか、家に帰ってから本当に全く勉強しないというお子さんが多いのか、ちょっとそこら辺がこのアンケートの結果だけではわからないんですけども、中学生くらいになって特に英語とか数学とか積み重ねの大事な教科で、学校以外での勉強がって全体で考えた場合がこの結果だとしたら、やっぱりすごく課題として捉えていかなきゃいけないんじゃないかなというのを感じました。これって家の中だけと捉えているのか、塾なんかのあれはどんなふうになっているんでしょう。もしおわかりでしたら教えていただけたらと思います。以上です。

○統括指導主事（長崎将幸） 設問としては家庭で決まった時間勉強していますかということなので、捉えとしては家庭でということになっているかと思います。実際に中学校なんかは定期テスト前やそういうところで家庭学習をどれぐらいしたかというところを、学校独自で折を見て調査をしたり記録をつけさせているところですが、やはりテスト前は勉強するんですがテスト前以外のところになるとどうしても部活と学校生活の中で定着が難しいという声は聞いていますので、やっぱり継続して家庭学習ができるように宿題の出し方であったりとか、1日の生活リズムというところをどうやって整えていくかということについて各中学校で今工夫をして取り組んでいるところです。あともう一方、家庭学習がしっかり定着できている子はいいんですけども、やっぱりなかなか定着が難しい児童生徒もいますので、その子たちに家庭学習をいかに自覚して定着させていくか、今後それが自分の力になって行くんだということを意識化させていくという取組が必要だということで教務主任会等でも情報交換をしているところです。

続いて SNS の件なんですけれども、このことについてはかなりいろんなところで問題視をしているところです。今年度昭島市のいじめ問題防止会議でも家庭での SNS での約束事をしっかり決めていとか家庭ルールをつくっていくことが非常に大切であるというということで年間を通して協議をしているところです。その中で家庭の啓発の仕方、どういうふうにしていくかというところを今いじめ問題防止会議でも提言をまとめているところですが、やはり保護者にいろんな機会でも啓発をしていくことが必要であるということで、学校と関係団体も含めていじめ問題防止会議の名前で、もう一度家庭に対して SNS の使い方等についてルールを決めていきたいと思いますという発信をしていこうという取組を今、進めているところです。

○教育長（小林一己） よろしいですか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 今の説明に関してなんですけれども、前半の家庭学習の件なんですけれども、確かに塾で学校のことを勉強するにも塾に行ってしまうと、そこで今個別塾とかいろいろありますよね、そういう所で学校のことをやってしまうとそれで帰ってきてうちでは寝るだけというお子さんもいると思いますので、この設問も本当だったら家庭でというよりは学校外でとか、放課後、休日などとかに

直したほうがよりの確な時間が勉強時間がわかるのかなというふうに感じますので、今後ちょっと検討されたほうがいいんじゃないかなということと、もう1点は家庭学習というふうに言いますけれども、やはり家庭に帰って家庭がちょっと学習する環境にないというご家庭もあると思うんです、いろいろ。なので、塾に行けばそれはそれでいいのかもしれないんですけども、やはり学校が終わってから勉強ができる場みたいなのを本当は考えるということも一つ手なのかなというふうに感じます。例えば学校の中で一つ空き教室というか、5時まではここで勉強していいよとか、そういうようなことがちょっと実現が難しいのかもしれないですけども、会館とか、よく福島会館の勉強スペースなんかで勉強しているお子さんも見受けられますけれども、そういった集中して勉強できるような場所ということも環境というのも、これは別に学校の問題だけでなく学力向上ということを考えて場合は、そういう取組も考えていくというのも一つなんじゃないかなというふうに感じております。

○統括指導主事（長崎将幸） まず御質問いただいた家庭学習等の設問項目につきましては、28年度に一度大幅な見直しをしたところではありますが、まだ実際に取ってみると、ちょっと実態に合わないのではないかと、先ほど御質問のあった学習したことを生活に生かしているのかという所もやはり中学生のところになると、もっと学習方法や問題解決の方法をというところまで含めてというところになると、この質問がはたして妥当なのかというところもありますので、また全体を通して質問項目については見直しを図りながら、より子どもたちの実態がわかる、課題と成果がわかるような方法に見直しを今後また検討を続けてまいりたいなというふうに考えております。

あと放課後等の学習の機会につきましては、今、指導課では放課後補習教室ということで予算配当を行っているとともに土曜日補習教室もやっているんですが、なかなかこれ以上というところで指導課のなかでという事業では難しいところもありますので、ほかの方法等も研究しながら子どもたちの学習機会の確保については今後も研究してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（小林一己） よろしいですか。それでは報告事項2を終わります。

次の報告事項3「第7回昭島市自治会ブロック対抗スポーツ大会について」及び報告事項4「昭島市民会館主催事業について」は資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればお願いをいたします。

よろしいですか。その他といたしまして委員さんから何かあればお願いいたします。

よろしいですか。

では私のほうからですが、来月の教育委員会におきまして平成31年度昭島市立学校長等の任命に関する内申についての議案の提出を予定しております。この案件は、審議過程におきまして個人情報等を扱うこととなりますので教育委員会会議規則第2条但書の規定によりまして非公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） はい、ありがとうございます。御異議なしということでこの案件につきましては非公開にさせていただきます。

次回の教育委員会等の日程について、事務局より説明を願います。

○庶務課長（加藤保之） 次回の平成 31 年第 2 回教育委員会定例会は、平成 31 年 2 月 21 日木曜日、午後 2 時 30 分から市役所 301 会議室において開催いたします。

○教育長（小林一己） 次回の定例会は、ただいま庶務課長がお話を差し上げたとおりとなっておりますので対応方よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので平成 31 年昭島市教育委員会第 1 回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

調 整 担 当